

第三十九回 參議院農林水產委員會會議錄

昭和三十六年十月十九日(木曜日)
午前十一時十六分開会

午前十一時十六分開会

説明員 農林省畜産局 家畜改良課長 三浦 道雄君

農林省畜産局
家畜改良課長
三浦道雄五

出席者は左の通り

理事 委員長 何原善一君

石谷 憲男君

森 八三一君

委員

青田源太郎君

岡村文四郎君

河野謙三君

重政
肩衡君

田中 啓一君

高橋 葵翁

大河原一次君

北村 暢看

安田敏雄君

棚橋 小虎君

官務大臣

農林大臣 河野一郎君

農林政務次官 中野 文門君

農林大臣官房長 昌谷 孝君

農林省農林經濟局長 坂村吉正君

農林省畜産局長 森 茂雄君

常任委員

官能藝術會專門員 安樂城敏男君

第八部 農林水產委員會會議錄第八號

昭和三十六年十月十九日

參議院

らば、畜産の生産は増大いたしまして
も、畜産が農家経済に寄与する度合い
は非常に少ない。農業構造の改善に寄
与する度合いが少ないと、ことにな
りますので、畜産局いたしまして
は、本年度より多頭飼育の普及を中心
といたしまして、あるいは協業を促進
しますと共に、畜産に関する資本整
備を近代化することによって、いわゆ
る割りの合う畜産、語弊がございま
しょうが、もうかる畜産ということを
実現して、収益性の高い乳牛、和牛、
豚、綿羊、鶏などを対象といたしまし
て、產地形成を、適地における一定地
域内で一定量の畜産物を近代的な畜産
経営のもとで生産して、合理的な流通
過程を経て消費地に供給する、生産か
ら処理、流通に至るまでの一つの自立
的な畜産経営経済圏を形成しようと、
こういうことで厚い、濃厚な自立経営
をひとつ育成していく。こういう考
え方であります。

そういうものは国では何も一切考えられない、ということなんですか、そのつなりをお伺いしているのです。

○政府委員(森茂雄君) 国といたしましては、大よそ十ヵ年を見通しますと、家畜別にかつ飼養状況、生産立条件等を勘案して、長期見通しの計を樹立いたしたい、そのもとで各家別に増殖目標がそういう前提のもとにきまりますれば、増殖目標を立てていきたい、こういうことで、かりに試算いたしますれば十ヵ年後に乳牛から乳牛で二百七十万頭とか、三百万頭とかいう具体的な、具体的といいまして頭数といえばそういう頭数が樹立された暁には、各県の、また各地におよぶる生産状況、立地条件、それからいろいろな農業につきまして、ほかの産業との調整も考えつつ、都道府県の増殖目標が立てられ、一方におきまして、そういう目標のもとに増殖計画を編んで行なえば一方において農業経営が樹立されるという点を見込みまして、たゞいまのところでは各家畜別ではありますけれども、事務的に当局として試算いたしておりますのは、全国で千五百万地区を想定いたしておるのであります。これはもちろん国から、上からおろしていったものではございませんが、各府県の主産地の適格市町村、立地条件等あるいは生産条件、その他の農業、多種類の農業等も考えまして、それでそれが主産地になりますと、それでおいだり農業経営が樹立していくと、こ

ないうことも十分配慮し、自給飼料関係、その他就業労働力、あるいはそぞの耕地関係等をも考え、かつ現在までの農業就労の経過等も考えてやつていただきたい、こう存じておるわけであります。

○北村暢君 まあ主産地形成に千五百地区を想定しておると、それは国の計画でなしに、下から出てきたものであります。そこで、そういうものを想定しておるのだ、こうおっしゃられますがね。そして有畜農業基準案といふものが齊藤を指定いたしておるわけです。そういう点からいへば、今度の法改正に伴って有畜農業基準案といふものが齊藤法律として出されておるわけなんですね。が、これについても乳用牛といふものの家畜飼養規模基準といふものが出されて、この乳用牛といふものが北海道、東日本、西日本によって何頭くらいが、これがついで乳用牛といふ形になつていいが基準でいいのだと、こういうことが出ておるのでされど、これは単に有畜農家の育成基準であつて、それが酪振法との関係で一体どういう形になつていくのか。これは肉用牛あるいは豚、馬、綿羊に至るまで家畜基準に有畜農家の育成基準である。それから一方において、また養鶏振興法といふ法律もある。これはそういう基準を示したもので、一つの農家でこういうふうにやりなさいということだけで、そういう酪振法なり、養鶏振興法なり、今あなたのおっしゃられる主産地の五百地区という想定しておるものと、この家畜育成基準といふものとのつながりというものが何にもないような感じがするのです。この法律からいくというのですね。ただ、今

おっしゃったように、農家の労働力であるとか、あるいはえさの問題であるとか、そういうものを勘案してやつていくのだなんて言うけれども、一体主産地形成というものであつたならば、もう少し総合的に家畜の主産地形成といふものをもちろん考えた主産地形成といふものが政策的にやはり考えられて、それとのつながりにおいて酪農法なり、あるいは養鶏振興法なり、今度の家畜増殖法というもののとの関連が、何かによつて、政府で計画的にあるべきでないか。全国的に乳牛は何年後に何千頭になりますとか、役肉牛は幾らになりますとか、こんなこと言つたって、それは政策でも何でもないです。ですから、そういう根本的な畜産振興に関する、いわゆる基本法ばやりなわけなんだが、この農業基本法の構造政策と合つたところの畜産振興といったような法律、抜本的な法律でなければならぬ。そうでなければ、今までのよろうに、もう豚でも乳牛でもそれから役肉牛でも、買え買えという奨励のしっぱなしのような形になつて、全くこれは乱雑な行政になる。したがつて、この基準なんかからいければこれはまあしばらくの基準です。一体この基準を何年間でやろうとしているのか、これは何年後の目標なのか。今一体乳牛の農家の一戸当たりの平均の頭数からいつたつて、一頭がそれぐらいのものでしよう。それをあなたた、北海道で十四頭、東日本で十頭、西日本で七頭となるといふんですよ、一戸。それのはかに——これはほかに別々かわかりませんが、肉用牛十三頭とか、生産用十三頭とか、そのほかに肉用の肥育用と

して八頭とか、こういう基準は、確かにこれは基準で、どこにこれを飾つておくのかしらないけれども、実際問題としてこんな基準を示したところで農家は使えないですよ。一体こういう基準を示すのであつたならば、あのほうに家畜の経営改善指標だとか、あるいは経営の条件だとかいうことを書いておりますが、実際の農家の経営指導をするようなものになつていかぬといけない。そうでなければ、こういうものをただ単に基準をきめたところで、一休農家にこれをどうしろといふんですか。どうにもならぬですよ、こんなもの。基準をきめてみたところで、役肉用の牛だって農家に一頭か一頭半でしょ。それあなた、肉用のものを十三頭もやって、専業的にこれは飼育していくというんじょ。そういうもうかる畜産をやっているんなら、もうかる畜産をやつしていくような主産地なり、あるいは重点を指向したところの施策と関連していくなければ、私は何にも政策として実つていかないんじゃないのか。ただこんなもの出したところで、全然意味ないんじゃないかと思うんですよ。これに対しては、やはり近代化資金の有畜農家の資金が一体どういうふうになつっていくのか。それからえさは一体どういうふうになつていくのか、自給飼料といふものはどういうふうになるのか、そういうものの可能性のある地域といふのは一体どういう所なのかといふようなところで、やはり主産地といふものが形成されといかなければならないと思うんです。ところがこの法律だといふと、全くそういうものは度外視されて、ほんとうにこのいわゆる種

畜と人工授精のまことに技術的な法律のその改正の中で、簡単に家畜の導入というようなことも織りませて、便宜主義的にこの法律を改正したために、私はそういう意欲的な政策というもののが織り込まれた法律になつてない、改正になつてないんじやないか、こう思つてます。したがつて、そういう点からいえば、これはほんとうに間に合わせのためのような法律なのか、将来抜本的に考え直そうとしているのか。どうなんですか、そこ辺のところは。

○政府委員（森茂雄君）お話をようやく、自立經營、あるいは主畜經營による畜産、あるいは農家經營の改善に資すると同時に、長期見通しによる需給関係からいいましても、それに計画的に十分結びついたもので、総合的に畜産振興を考えいかなければならぬということはもちらんでございまして、自給飼料の具体的な立地条件等も考慮をしての自給飼料対策、あるいは耕地面積と畜産經營を取り入れる場合のどの程度の規模というようなこと、それから今お話になりましたように、しっかりととした総合的な関係で計画が編み込まれ実行されなければならぬという点は、御指摘のとおりであります。政府といたしましては、ただいま農業基本法を中心といたしまして、農政審議会等におきましても、それぞれ専門部会に分かれまして、今後の農業のあるべき姿、あるいはただいま農林省が立案しております農業構造改善事業計画等につきましても、各方面的関係をも十分検討してやつていくわけであります。今御指摘の、育成基準と全体のことと、ちつとも関連がわからぬじや

ないかと。ただいまそういうようなことで旗を上げかけているわけであります。したがつて、そういうふうな点からいえば、これはほんとうに間に合わせのためのような法律なのか、将來抜本的に考え直そうとしているのか。どうなんですか、そこ辺のところは。

○政府委員（森茂雄君）お話をようやく、御承知のように現在まで有畜農家創設基準というものがありますが、これは有畜農家創設特別措置法によりまして、二十八年以來有畜農家創設基準が定められまして、当時のわが国の畜産の状況からいって、まだ家畜の飼養規模、飼養頭数も非常に低くて、ます国最初の方針としては、家畜を取り入れる農家の数を多くするということが從来重点に置かれておつた関係上、有畜農家創設基準の目的も、いわゆる無畜農家の有畜化と、少頭数でも家畜農家の家畜の追加、こういう追加導入という農業經營の安定化をねらっておつたわけであります。が、この有畜農家創設基準によりまして、今まで一頭牛乳約十六万頭、役肉牛約二十二万頭、総事業費約百三十六億円を融資の対象にいたしまして、利子補給を三分やりましてやってきました。しかしながら、最近における今後十年間の畜産等の需要等も見ますれば、数倍の需要が見込まれる。現在家畜の飼養農家数は漸次増加します。で、そういう有畜農家創設基準を設けました有畜農家創設特別措置法は、今回別途提案になっております。今御指摘の、育成基準と全体のことと、ちつとも関連がわからぬじや

融資するということにしようといつておられますと同時に、近代化資金によつておられる近代化資金の法案によりまして廃止度でござりますので、現下あるいは将来における見通しから見まして、無畜農家を有畜化するものだけを家畜導入の利子補給の対象とせずに、多頭飼育、一定の多頭数規模によるものまで正をお願いしております有畜農家育成基準は、御承知のように今まで有畜農家創設基準というものがありますが、これは有畜農家創設特別措置法によりまして、二十八年以來有畜農家創設基準が定められまして、当時のわが国の畜産の状況からいって、まだ家畜の飼養規模、飼養頭数も非常に低くて、ます国最初の方針としては、家畜を取り入れる農家の数を多くするということが從来重点に置かれておつた関係上、有畜農家創設基準の目的も、いわゆる無畜農家の有畜化と、少頭数でも家畜農家の家畜の追加、こういう追加導入という農業經營の安定化をねらっておつたわけであります。が、この有畜農家創設基準によりまして、今まで一頭牛乳約十六万頭、役肉牛約二十二万頭、総事業費約百三十六億円を融資の対象にいたしまして、利子補給を三分やりましてやってきました。しかしながら、最近における今後十年間の畜産等の需要等も見ますれば、数倍の需要が見込まれる。現在家畜の飼養農家数は漸次増加します。で、そういう有畜農家創設基準を設けました有畜農家創設特別措置法は、今回別途提案になっております。今御指摘の、育成基準と全体のことと、ちつとも関連がわからぬじや

けでございますので、現下あるいは将来における見通しから見まして、無畜農家を有畜化するものだけを家畜導入の利子補給の対象とせずに、多頭飼育、一定の多頭数規模によるものまで正をお願いしております有畜農家育成基準は、御承知のように今まで有畜農家創設基準というものがありますが、これは有畜農家創設特別措置法によりまして、二十八年以來有畜農家創設基準が定められまして、当時のわが国の畜産の状況からいって、まだ家畜の飼養規模、飼養頭数も非常に低くて、ます国最初の方針としては、家畜を取り入れる農家の数を多くするということが從来重点に置かれておつた関係上、有畜農家創設基準の目的も、いわゆる無畜農家の有畜化と、少頭数でも家畜農家の家畜の追加、こういう追加導入という農業經營の安定化をねらっておつたわけであります。が、この有畜農家創設基準によりまして、今まで一頭牛乳約十六万頭、役肉牛約二十二万頭、総事業費約百三十六億円を融資の対象にいたしまして、利子補給を三分やりましてやってきました。しかしながら、最近における今後十年間の畜産等の需要等も見ますれば、数倍の需要が見込まれる。現在家畜の飼養農家数は漸次増加します。で、そういう有畜農家創設基準を設けました有畜農家創設特別措置法は、今回別途提案になっております。今御指摘の、育成基準と全体のことと、ちつとも関連がわからぬじや

けでございますので、現下あるいは将来における見通しから見まして、無畜農家を有畜化するものだけを家畜導入の利子補給の対象とせずに、多頭飼育、一定の多頭数規模によるものまで正をお願いしております有畜農家育成基準は、御承知のように今まで有畜農家創設基準というものがありますが、これは有畜農家創設特別措置法によりまして、二十八年以來有畜農家創設基準が定められまして、当時のわが国の畜産の状況からいって、まだ家畜の飼養規模、飼養頭数も非常に低くて、ます国最初の方針としては、家畜を取り入れる農家の数を多くするということが從来重点に置かれておつた関係上、有畜農家創設基準の目的も、いわゆる無畜農家の有畜化と、少頭数でも家畜農家の家畜の追加、こういう追加導入という農業經營の安定化をねらっておつたわけであります。が、この有畜農家創設基準によりまして、今まで一頭牛乳約十六万頭、役肉牛約二十二万頭、総事業費約百三十六億円を融資の対象にいたしまして、利子補給を三分やりましてやってきました。しかしながら、最近における今後十年間の畜産等の需要等も見ますれば、数倍の需要が見込まれる。現在家畜の飼養農家数は漸次増加します。で、そういう有畜農家創設基準を設けました有畜農家創設特別措置法は、今回別途提案になっております。今御指摘の、育成基準と全体のことと、ちつとも関連がわからぬじや

けでございますので、現下あるいは将来における見通しから見まして、無畜農家を有畜化するものだけを家畜導入の利子補給の対象とせずに、多頭飼育、一定の多頭数規模によるものまで正をお願いしております有畜農家育成基準は、御承知のように今まで有畜農家創設基準というものがありますが、これは有畜農家創設特別措置法によりまして、二十八年以來有畜農家創設基準が定められまして、当時のわが国の畜産の状況からいって、まだ家畜の飼養規模、飼養頭数も非常に低くて、ます国最初の方針としては、家畜を取り入れる農家の数を多くするということが從来重点に置かれておつた関係上、有畜農家創設基準の目的も、いわゆる無畜農家の有畜化と、少頭数でも家畜農家の家畜の追加、こういう追加導入という農業經營の安定化をねらっておつたわけであります。が、この有畜農家創設基準によりまして、今まで一頭牛乳約十六万頭、役肉牛約二十二万頭、総事業費約百三十六億円を融資の対象にいたしまして、利子補給を三分やりましてやってきました。しかしながら、最近における今後十年間の畜産等の需要等も見ますれば、数倍の需要が見込まれる。現在家畜の飼養農家数は漸次増加します。で、そういう有畜農家創設基準を設けました有畜農家創設特別措置法は、今回別途提案になっております。今御指摘の、育成基準と全体のことと、ちつとも関連がわからぬじや

けでしょ。でありますから十ヘクタールの飼料畑を持つ、乳用牛十四頭というような形ですね、それが基準なんだと、こういう意味でございますか。

○政府委員(森茂雄君) ただいままで家畜導入で約年間二十億の事業費を予定いたしまして、その家畜を導入した場合に二分の利子補給をやつておる現状でございますが、今回はこの有畜農家創設特別措置法を廃止しまして近代化資金でやることになったわけであります。この際、多頭数飼育等を考えますと、無畜農家を有畜化するという低いレベルの導入だけではなくて、たとえば北海道では現在有畜農家基準で導入で助成の対象としておりますのは、北海道に例をとりますと、五町ないし十町では、三頭以上の乳牛を持つている者に対しては一応基準としては助成の対象にしておらぬわけであります。そこで、しかばどどの程度までが助成の対象として多頭数飼育をやって、最小限度畜産を経営に取り入れていった場合に、どの程度が適正な規模であるというのか。労働力と耕地、あるいはその耕地によりましても、畠地、水田あるいは草地と、いろいろの関係が具体的に織りなされるわけでございますが、これは、ある程度そういうコンビネーション等につきましては、別途、類型規模を作る必要があります。その意味におきまして、ただいま配付申し上げております育成基準の大よその目標はどうか、こういふ御質問では、北海道では約十ヘクタールの耕地面積——これは耕地の内容によりまして種類がいろいろあります、どの程度の内容のものか、現在までの生産費調査、いろいろな観点

から検討して、大よその目標である、こういうことをお示ししたにすぎませんで、どういうコンビネーションで、どういう理想的な類型であればいいかということは、今後われわれといたしますして十分検討いたしまして、増殖審議会の議も経ましてだんだんと確立して参りたい、こういうわけであります。したがいまして、現在養つております、本年度実行いたします家畜導入基準といったしましては、たとえば北海道を例にとりましてなんですが、五町ないし十町の三頭までしか持つておらない乳牛の飼育者につきましても、レベルを引き上げまして、十頭くらいまでは家畜導入の助成の対象としてよからうということで、通牒的には暫定措置をとっておりますが、この育成基準を確立しますには、十分各方面の御意見も伺って、ぜひ類型的なものは打ち立てて参りたいと在じているわけであります。

んということになると、畜産三倍、里樹二倍というのですから、そういううからいければ、一戸の農家が十四頭を持つようになると、今持つておるところは手放さなければならぬ問題が出てくるですよ。全体からいえば、

との関係で——そればかりやつて、いふ
ような調査もござりますが、そういう
場合に失敗しておる例もござります
し、多頭教飼育をやる場合にも、周囲
の副業的農家とか、自給飼料の生産に
専念をする多頭教飼育をやつておる農
家、それと十分協業をしましてやつて
いくという例では非常に成功に向かつ
ている。いろんなコンビネーションが
あるわけであります。したがいまし
て、頭数いかん、こういうことになりま
すれば、いろいろな条件によって頭
数が変わつてくるわけであります、が
さしあたつて、現在無畜農家の有畜化
という基準程度で助成いたしまして、
この対象を最高限度として、さしあ
たつてその程度では……ということで
ございまして、有畜農家育成基準とい
たしまして、なるべく理想的なものを
今後審議会等にもお願ひしまして研究
し、決定いたして参りたいと思いま
す。かりに数字を並べまして、何とい
いますか、非常におわかりにくい点が
ございましたので、その点はこういう
意味でござりますので、申し上げた次
第でございます。

におけるそれぞれの地域の最高頭数を有する農家育成基準の飼育規模として一応の踏襲をいたしておりますが、十分これは検討して参りたいと思います。

○大河原一次君 関連して、この考え方は何ですか、例の農業基本法からくる構造改善政策の中に、いわゆる今後計画される協業を中心としてこういう考え方が出ているのですか。これは協業のみでなく個々の農業の場合も考えておられるのですか。どちらにこれの主体があるのでありますか。

○政府委員(森茂雄君) これはそれ自身だけの経営の場合はもちろん、協業の場合も入っての一応さしあたっての助成の対象になる貸し出し基準を最高基準を制限いたしましたので、いろいろ疑義をお持ちだと思います。十分育成基準をきめる場合には検討いたして参りたいと思います。したがいまして、協業の場合とそれだけでやる場合等を十分コンビネーションした考え方を十分に組み込もうと思います。

○大河原一次君 僕は一応選択的拡大という大きな柱が出てるのでですから、その柱に乗つてこういう考え方方は一応わかるることはわかるわけですが、ただ一面には今日の無畜農業、無畜農家をいわゆる主畜農業経営に持つていただきたいという考え方があるのであります。その場合に、今日の私はこの無畜農業というものは大体第一種兼業農、第二種兼業農に無畜農家が多いのではないか、私はそう思っている。そればかりじゃないと思うのですが、その場合に、そういう今日の兼業農家の方々の上にもやはりもちろん育成基準が出ているようですねけれども、一面にはそういう個々の無畜農業を主畜経

資銅○すうとるがはこい成をやにとタ況○うるずかて今こととかいの多の方營

が入って、牛乳の埠頭販賣がなければなりません。そのためには、政府委員会の意見を参考に、この構造改造案を採用するべきです。そのうえ、畜産の発展を考慮して、飼料等を充てて、十分作る、十分分功していくべきです。それでこそ、規格化された飼育頭数を結びついていくことになります。

森林地主の農業生産性向上による収入増加が、その結果として、何らかの形で農業生産を活性化させ、それがまた、農業生産の収入を増加させる、という循環的な効果がある。つまり、森林地主の農業生産性向上は、農業生産の収入を増加させる要因となる。これが、森林地主の農業生産性向上による収入増加の正の循環である。

実際にいふ大それない。されど、これだけです。馬たていう農としては、考えて七頭まういううに理あまり質問し、私はこういふの指導実際問

ね。そ
うな感
じで、こ
れは、先
畜農家
金に切
だ、こ
がね。
ますよ
非常に
ゆる畜
における
度、そ
小農向
成、補
いろな
ござい
成果を
も出て
思うの
のいろ
有畜農
れは私
に、こ
何ヵ年
こうと
いてい
すが、
ろいろ
うもの
の基準
てどう
うこと
ないの

に検討されでないか。これ以上明をお信じはいが、そが、そほど未成創設資本よりかえてそれをふやすういふことこのほんとうに、字たくさな産によつてある国有のほか土けの家の助けの家畜導入ですが、「さく」というな計画でこするのと助は先ほどまな方法がはつまうといふとにからな方法がと関連するのでよるの基準でいうよとがはつまじやない

りこのから、政府のやつて本的にをやつての、が、それをそのここで創設が金に切それによらないの、いついていいくことか。ですと、いついていくことか。貸付しているはまこれでされてしまつてはやけも資力いかないうの、いついていな制度一体ど家畜何

育成増殖の制度、そのうえ、制度づけであります。これは、やはり、非常に重要な問題であります。

問題と関連をして考えておられるのか。先ほど説明もありました、多頭羽飼育と言ったのですが、今度の法改正の中ではこれは鶏は入っていないわけですね。おそらく鶏は養鷄振興法でやつていくのじゃないかと思うのですね。そういうような関係の調整とも関連して、この家畜導入のいろいろな方法をどういうふうにこれと関連づけて考えておるのか、これをひとつお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(森茂雄君) まず前段の、飼養規模とそれから経営、あるいは頭数との関係は、これは非常に重要な問題でございまして、育成基準等を検討する場合、確立する場合に十分慎重に、かつ、総合的に検討していくかなければならぬと存じます。

それから家畜導入の問題でございま

すが、現在御指摘のように有畜農家創設特別措置法、それから国有買付、あ

るいは肉用素畜の購入補助事業等も

やつておりますが、やはり今後の畜

産は長期見通し的には計画的でなけれ

ばならないと同時に、かつ、能力も充

実した生産効率をあげていくというこ

とも考へなければならぬと同時に、

毎年々々増殖いたしまする豚、鶏等に

つましても、十分計画的にやつて参

りませぬと、設備拡充計画ではないの

ですが、実際ものができても安くなっ

てしまふ、こういうこともございます

ので、現実的にやはり需給計画等も

およそ目標はきめて、行政の運用上と

して短期的にも十分計画的にやつてい

かなければならぬと存ずるわけであ

ります。

本法におきまして、それではそれと

どういう関係になるかということでは

ございまが、まあ一步踏み出して、

増殖目標、あるいは都道府県の増殖計

画という長期的な計画を樹立いたしま

すと同時に、行政運用的には少なくと

も毎年々々の導入計画というのも十

分に実情に合つて、かつ、需要に見

合うように、運用上は計画を樹立して

いかなければならぬと思います。した

がいまして、増殖の基準と、それから

国が定める増殖目標、あるいはそれに

即応して、かつ、都道府県等の事情も

考へての増殖計画という長期的なもの

と現実的な技術的なものとのつながり

といふものにつきましては、長期見通

し等もきまり、かつ、営農類型もきま

りますれば、十分そういう点を考えま

して、御指摘の総合的な畜産振興とい

う意味から総合的に体系的な立法とい

うことも将来は考へられる問題だと存

じます。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、

この種畜の頭数が人工授精の技術の進

歩に従いまして、非常に減ってきてい

るわけですね。この表を見ましても、

昭和二十五年から三十五年、十年間に

約半分ぐらゐに種畜の頭数といふのは

減ってきているわけです。それでなお

かつ十分の効果がおさめられるような

ことになつておるのだろうと思うので

すが、そういうふうに種畜の数が減つ

ておられるのですが、そういう点につ

いてはどのように考へておられるの

でありますか。(河野謙三君) 私関連して、ちょ

とお聞きしたい」と述べた。

それからもう一つは、国立の種畜場

と、県の種畜場との業務の分担なり配

置なり、こういうものの関連は一体ど

ういうふうになつておるか、この点を

ひつお知らせを願いたい。

○委員長(仲原喜一君) 関連して、河

の答弁につけ加えてしていただければ

けつこうです。重ねて申しますが、資

料は今ここで御説明願えれば、過去五

年間にどれだけのものを入れたか、府

県別、業者別、町村別、こういうもの

でひとつ出していただきたい、かよう

に思います。

○政府委員(森茂雄君) 北村委員の、

現在の国立牧場の現況あるいは将来の

運用の問題でありまするが、現在、國

立の種畜牧場は優良種種畜の家禽ある

いは家畜人工授精用の精液の配付、あ

るいは産肉能力の検定事業等をいたし

ておりますが今後、種畜が改良されて

いくべきものと考えられますので、必

ずしも種畜が今後減っていく、減って

いくべきものだとは思いません。現在

の状況で動物別にいいまして、人工授

精の普及率が非常に高くなつておるこ

とは事実でありまするが、たとえば乳牛

では九三%、役肉用牛では八二%であ

りますが、豚、ヤギ、綿羊、馬等を

見ますると、豚では二一%、ヤギ、綿

羊では一三ないし六%、こういう状況

でございまして、やはり改良された種

畜が充実していく。まあ必ずしも頭数

にはよりませんが、質を充実して頭数

を確保していくことが必要だと存するわけであります。国と県との関

係は、もちろん国で育成しました種畜

が、各都道府県に設けられております

る種畜牧場を通じまして民間に行くこ

とになりまするが、現在、国立の種畜

牧場でも、場所によつては、馬関係に

充実しておつたり、綿羊関係等に充実

しておつたりして、今後増加すべき和

牛、乳用牛あるいは豚等の関係からい

ますると、地域的能勢において必ず

しも各県との関連において距離的に

いつ系統化されておるということ

はないのでござります。今後やはり系統

的に各県が国から受け取って種畜を充実し

していくという面では、再編成整備計画を立てていかなければならぬと存じておりまして、一部、来年度等の予算においても一気に充実するわけには参りませんが、それほどではない動物と、今後伸ばさるべき動物とにつきまして、主産地とも関連して充実して参るべきだと存じます。また、民間のブリーダーとの関係におきましても、国と県の牧場等との関係で、事實上は相当係的なものがあるとは存じます。けれども、これが計画化されていくっておるという現状ではございません。これらはやはり総合的に整備さるべきものだと考えられます。

○政府委員(森茂雄君) 資料は整備して差し上げることにいたします。
○櫻井志郎君 関連。今、北村委員の御質問に対して局長から若干、方針のお答えがあつたのですけれども、参考資料の「國立種畜牧場の現況」というところを見ますと、端的にいいますならば、日本海側、裏日本では、わずかに鳥取県に牧場があるだけで、将来、米作中心地帯に酪農を相当大々的に取り入れていこう、水田酪農もやろうという意欲に燃えておるのでですが、現在の種畜場の配置状況を見ると、そうした酪農振興に対応するような方向というものが、現状からいうならば、全然整備されておらない。わずかに長野県に種畜牧場がありますが、これは乳用牛でいうと、ジャージー種しか使ってない。どうしても秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、こういう方面に水田酪農を入れていくためには、今、方針について若干開陳はありましたけれども、裏日本あるいは北陸地方を中心とした酪農振興というものとからみ合わせた種畜國立牧場あるいは、要すれば、私は支所でもけつこうだと思う。どうしてもこの整備は急速にやつてもらわなければならぬと思いますが、局長のお考えいかがですか。

種蓄場あるいは民間のブリーダー等をも考えまして総合的に整備されるべきものだと考えます。従来の経過からいいますれば、政府の努力ももちろん今後いたさなければならないと思いますが、まあ泣き言ではないのですが、そういう面で予算関係に力が入りにくかった、こういう点はぜひ是正してくださいべきものだと存じまするし、なかなか馬の牧場を牛の牧場にかえていくとかいうこと、いろいろ動物的に転換するのに非常にむずかしい問題は、陣容的にも施設的にもある現況でござりますが、勇敢に大胆にそういう点は十分今までの畜産の需給の見通し等も考えまして、また櫻井委員のおっしゃるとおり私現実に飛び込みまして汗顏の至りでございます。十分努力いたします。
○委員長(仲原善一君) 午前はこの程度とし、午後は一時三十分再開いたします。
それでは暫時休憩いたします。

午後二時開会

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を再開いたします。

農業近代化資金助成法案（閣法第一八号）、農業信用基金協会法案（閣法第一九号）、農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二六号、以上いずれも予備審査）の三案を一括議題といたします。

これらの三案は、去る十月十日、提案理由の説明を聽取いたしました。まず順次三案の内容の概要について補足説明を求めます。

業近代化資金助成法案につきまして、若干補足説明を申し上げます。

この法律案は、農業者等の資本裝備の高度化と農業經營の近代化に資するため、最近充実を示してきた農協等の組合系統資金を積極的に活用し、農業者等の生産施設の整備をはかることを目的として創設されます農業近代化資金制度の根柢となるものでありまして、昭和三十六年度におきましては、この制度により年七分五厘以内の金利で三百億円の融資を行なうことを予定いたしておりますが、以下この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的について規定いたしております。すなわち、第一条は、農業者等に対し、農業協同組合、農業協同組合連合会等の融資機関が農業生産施設等のための長期低利の資金を貸し付けることを円滑にするため、都道府県が融資機関に対して行なう利子補給等の助成措置に対して国が助成を行なうことにより、農業者等の資本裝備の高度化と農業經營の近代化に資することをこの法律の目的とする旨を規定いたしております。

第二条は、農業近代化資金を借り入れることができる「農業者等」、「融資機関」及び「農業近代化資金」の定義であります。

第一項は、国の助成の対象となる農業近代化資金を借り入れることのできる「農業者等」を規定いたしておりますが、第一号は農業（この場合、農業は畜産業及び養蚕業を含むものとしております。）を営む者であります、いわゆる農業法人もこの中に含まれます。第二号は農業協同組合であり、第

三号は農業協同組合連合会であり、四号は、第一号から第三号までの者が主たる構成員または出資者となつてゐる法人として農業共済組合、同連合会等を政令で指定する予定であります。

第二項は、農業近代化資金を貸し付ける「融資機関」を規定いたしておりましたが、個人施設については貸付事業を行なう農業協同組合を中心に、不振産業協会下の農業者、あるいは融資規模が大きい場合等には、信連等の直接貸付も認めることとしており、農業協同組合等が行ないます共同利用施設につきましては、信連、共済及び農林中央金庫といたしております。

第三項は、国の助成の対象となる「農業近代化資金」の内容を規定いたしております。

これは、農業者等の資本裝備の高度化および經營の近代化に資するため、さきに申し上げました融資機関が年七分五厘以内、償還期限として十五年以内に据置期間三年以内の条件で農業者等に貸し付ける施設資金でございまして、その細目については政令により定めることといたしておりますが、農舍、畜舎等の農業用建築物、サイロ、果樹だな、索道等の農業用構築物及び農業倉庫、飼料製造施設等の共同利用施設の改良、造成、取得に必要な資金、原動機、耕耘整地用機具、病虫害防除機具等の農機具の取得に要する資金、小規模の農地または牧野の改良、造成に要する資金等を予定いたしております。

貸付限度につきまして、一般的の農業

ることとしたことあります。これは役員が他の報酬ある職務または営業に従事することは、金庫の業務に専念する上からも、また金庫の業務の公正かつ中立な運営を確保する上からも、適当でないと考えられますので、主務大臣の承認を受けた場合を除きまして、原則として兼職を禁止することとしたのであります。

以上が役員に関する規定の改正であります。

今回の改正のおもな点の第二は、第十二条の改正により新たに業務運営に関する重要な事項につき理事長の諮問に応する機関として理事長が委嘱する審議委員の制度を設け、從来の評議員の制度を廃止することとしたことといたします。その任期は四年以内とすることといたしております。

これは、金庫の業務の重要性にかんがみ、広い視野に立った公正妥当な意見を金庫の業務に反映せしめ、金庫の業務の適正を確保するために、從来の評議員にかわり、審議委員の制度を設けるための改正であります。

第三は、主務大臣の監督に関する規定の整備を行なうこととあります。この点においては、主務大臣が予防的または補正的な指導監督を行なつて、金庫の地位、役割的重要性にかんがみまして、主務大臣が予防的必要がありますので、他の金融機関の例を参照の上、主務大臣の監督に関する規定を整備することといたしました。すなわち第二十八条および第二十九条の規定の改正によりまして、そ

れぞれ金庫の業務及び財産の状況の報告並びに検査の規定を整備するとともに、從来主務大臣のもとにあつて金庫の業務の監視の任にありました農林中央金庫監理官について規定しております。した第三十一条及び第三十二条の規定を改正して監理官の制度を廃止し、新たに主務大臣の監督命令に関する規定（第三十一条）及び金庫が法令、定款または主務大臣の命令に違反した場合、主務大臣は金庫の業務の停止または役員の改任を命じ得る旨の規定を設け（第三十二条）、監督に関する規定の整備をばかれた次第であります。

第四は、罰則その他条文が現状に適さない点がございますので、その整備を行なうこととしたことであります。以上がこの三法案のおもな内容でございます。

○委員長（仲原善一君） 以上で三案に対する補足説明は終わります。二案について、きょうはこの程度といたしましてお話しします。

○委員長（仲原善一君） 午前に引き続き、家畜商法の一部を改正する法律案（閣法第一四二号）及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第二五五号）、

第三は、主務大臣の監督に関する規定の整備を行なうこととあります。この点においては、主務大臣が予防的または補正的な指導監督を行なつて、金庫の地位、役割的重要性にかんがみまして、主務大臣が予防的必要がありますので、他の金融機関の例を参考の上、主務大臣の監督に関する規定を整備することといたしました。すなわち第二十八条および第二十九条の規定の改正によりまして、そ

れぞれ金庫の業務及び財産の状況の報告並びに検査の規定を整備するとともに、從来主務大臣のもとにあつて金庫の業務の監視の任にありました農林中央金庫監理官について規定しております。した第三十一条及び第三十二条の規定を改正して監理官の制度を廃止し、新たに主務大臣の監督命令に関する規定（第三十一条）及び金庫が法令、定款または主務大臣の命令に違反した場合、主務大臣は金庫の業務の停止または役員の改任を命じ得る旨の規定を設け（第三十二条）、監督に関する規定の整備をばかれた次第であります。

第四は、罰則その他条文が現状に適さない点がございますので、その整備を行なうこととしたことであります。以上がこの三法案のおもな内容でございます。

○北村暢君 先ほどの櫻井委員の質問について私は主産地形成というような点からいたしましては、国立の種畜場と、それから都道府県の種畜場と、それから民間の種畜場とを有効に、有機的に連絡をとつて充実していくといたい。民間の方の御協力も仰ぎたいということ

よ。その場合に、やはり種畜場の配置の点からいくと、何か歯が抜けたようになつておるのだが、それを県の施設で補っていくことのようですが、やはり国立の種畜場と県の種畜場とは任務が違うのじゃないですか、私は違うと思うのですがね。です

るよう話はあったようでございます。した第三十一条及び第三十二条の規定を改正して監理官の制度を廃止し、新たに主務大臣の監督命令に関する規定（第三十一条）及び金庫が法令、定款または主務大臣の命令に違反した場合、主務大臣は金庫の業務の停止または役員の改任を命じ得る旨の規定を設け（第三十二条）、監督に関する規定の整備をばかれた次第であります。

第四は、罰則その他条文が現状に適さない点がございますので、その整備を行なうこととしたことであります。以上がこの三法案のおもな内容でございます。

○北村暢君 いや、必要なのか、なくともいいのか、事足りるのかどうなかといふことを聞いています。よ

いければ、乳牛は京阪神の大都市を控え、やはり市乳という点からいければ相

第一次的目標が達成されていくのと並行して十分検討して参りたいと思いま

す。

止したわけですから、廃止して役肉用に変えたということは、乳牛のほうは要らないからやったのでしょうか。だから、近畿や中国にはなくともやっていけるのだという、そういうことでなければ、何か第一次、第二次の計画を終わってから、あとからまた余力があればやっていくのだという感じになれば、要るということなんですね。要るのだったら、何も最近まであつたのを廃止しなくてもよかつたのではない、こういうような感じもしますがね、それでお伺いしているのですよ。

○政府委員（森茂雄君）　ただいまのところでは宮崎の種畜場、それから福島の種畜場の育成した乳牛でも中国地方に適合すると考えておりますけれども、今後中国地方において乳用牛が相当伸びていく状況になりますれば、宮崎、福島等だけでは足らないと、こういうことになりますので、そういう点も見計らって考えていただきたいと申し上げておるわけです。

○北村暢君　それじゃこの問題については、もう最後に一つだけお伺いしておきますが、先ほどの種畜場の整備計画について、第一次、第二次を考えられておるようでござりますが、念のために確かめておきますが、この国立の種畜場は、現状よりも充実、整備をしていく、こういうことはあっても、民間に払い下げたり、あるいは廃止をしていく、こういうようなことは考えられておられないのか、これを一つ確かめておきたい。

○政府委員（森茂雄君）　ただいまの種畜場の充実計画としては、集中的にやつておるという考え方でありますけれども、現在、現時点においてこ

○北村暢君 現時点というのは今の時
点ですから、これは年度が変わればそ
ういうことはあり得るのですね、近い
将来において。

○政府委員(森茂雄君) 総合的、全体的に見まして、それぞれの特徴を持つた充実した種畜場にしたい。こういうことでありますので、場合によれば交換とか、あるいは場合によっては、一方の機能を整備して片一方のほうを充実するということは、整備改革として実行してくることうつです。

○北村暢君 それは、いろいろそういう
ことが出てくるというふうにお考案で
すか。

○政府委員(森吉義泰) 全体的見解
的に考えて、いきたいと存じますので、
なかなか、来年度すぐ出てくるかとい
う――できるだけ早急に充実したいと
考へておる次第で、いろいろ、今こち

考えておりますので、いつと今この時点では申し上げかねるのです。

で、今度は増殖していくことはこれ
は間違いないわけでございますが、そ
れについてのえき対策についてお伺い
いたしたいのですが、私は毎回これは

触れておられるわけなんですかねとも、家畜の増殖するのはいいんですが、えさが高いために農家の採算がとれないという問題があるわけなんでござります

が、最近もすでにいわれているのです
が、来年は豚は相当値下りするのじや
ないかといふようにいわれているので
すが、最近のえさの状況を見ますと、
一体、このえさ対策として乗り切れ
るのかどうなのかということが非常に

問題になつてゐることは御存しのとおりです。それで、えさは高くなる、肉は安くなるでは、これはやはり農家としてはどうにも処置のない問題になります。それで、当面のこのえさ対策について、農林省はどのような対策をおられるのか。この点についてお伺いしたいのですが、特にこのふすまの不足といふのは非常にはなはだしいわけでござります。そういう点からいって、政府の専管工場によるもの、あるいは民間のもの合わせても、最近の実情では非常に逼迫するのではないかといふことがいわれておる。反面、国内の大麦、裸麦については、御存じのように、もう法律が出て、作付転換をして減産の方向へいっている。こういう状態だとと思うのです。そうしますと、国内の大麦、裸麦は、当然これは食糧としての生産でありますから、えさとしてではないが、まあ今年の初めに起こりましたように、えさ対策として手持ち在庫の大麦、裸麦を特別処置としてえさに払い下げなければならない。こういう事態が起こつておる。今後もそういう事態が起らぬとは言えないと思うのです。ところが大麦、裸麦の手持ちは、作付転換によつて減つていく。そしてえさに回すような余裕というものはないとなつてくるのじゃないか。来年の場合はそういう心配すらあるわけですね。値段のことは何をおいても、国がどんなに損をしても、今いる家畜に食わせないわけにいかない、だからえさ対策としてやらなければならないといふ問題とぶつかるんじゃないのか。しかば輸入ふすまをどんどん輸入すればいいじゃないかという問題もありますけれども、これは外貨の節約の点から

いつて、また国内の麦の圧迫というよう
な点からいって、そうべらぼうな輸入
というものはやはり考えられないじや
ないかということになると、どっちも
こっちもこれは行き詰まりで、えざと
いうものは非常に深刻な状態になるの

じゃないかと思うのですかね。一体家畜増殖に関連して当面するえさ対策といふものを、農林省は絶対安心しているというふうに自信を持っておられ

○政府委員(森茂雄君) お話のよう
に、昨秋以来非常にえひの濃厚飼料の値段
の上昇が、どうか、その対策を一つ伺
いたしたい。

が上がりまして、政府といたしましては輸入飼料の売り渡し額の増加とか、あるいはお話を政府手持の大・裸麦の飼料用の放出あるいは専管増産ふさま

工場に対するふすまの歩どまりを六〇から八〇に上げるとか、いろいろと増産対策を講じまして、やや当時の状況に比しまして安定した市価をたどって

はおります。ただお話をのように今後の見通し、充実策はどうかということになりますれば、一部暫定的にはなお政府でかかえている大・裸麦の飼料用の

転換措置とか輸入ふすまの歩どまり率の引き上げとかいうようなことで対処はしていきますが、

廣】 総合的に申し上げますと、一方に

要でござりますので、草場改良計画等も特に来年度からは公共事業計画に編入がえいたしまして、そうして自給飼料の増産にも努めて参りたい。したがいまして、家畜増殖計画と相俟つて自給と濃厚飼料で十分その増産と見はかかる

けであります。現在飼料需給安定法等によりまして、特別に専管ふすま増産工場を指定しまして、ふすまの値上がりを防いで、値下がりに努力をしておりますが、その季制の度合いが十分ないかないと、御指摘の問題が出てくると思います。そういう点は十分食糧部と連絡をとりまして、ふすまの値段の上がらないよう努力をしていきたいと思ひます。

○新ハミ一君 今の考え方はわからぬわけではないのです。けれども、製粉業者としては、そういうような計算にならぬ

らなければ営業ができませんといふことから、小麦粉価格の引き上げを企画したわけでしょう。それはいけないと、こう押えたわけでしょう。だとすると、何か製粉会社の生産性の向上なり何かによつて吸収ができるといふなら、それで解決しますが、生産の合理化については十分努力をして、生産性を十分上げることを考えても、なかなかある程度に小麦粉は引き上げなければやれませんということで、引き上げを企画したわけでしょう。それをいけないと抑えれば、そのはみ出す場所は当然ふすまにいくことにあたりませんんですね。専管工場なんかはこれは政府が努力をなすって引き下げていくということは、これは関連なしに行なわれることなんです。そのことに関する限りは、ふすまのほうが価格が上がってくるというのはあたりまえじゃないですか。そうすると、同じ食糧で小麦粉のほうは何か格好がついているけれども、肉のほうなり卵のほうなり、そういうほうは格好がつかないと、いうことで、頭隠してしり隠さずといふことになるのじやないですか。そ

わ寄せして、卵や、乳が上がるのはやむを得ないというようなことで、なおさらになつておりはせぬかと思うんであります。これは邪推であればけつこうですが、どうもそくなつてゐる。同じ食糧で成長部門のほうがむしろ押えられるという恰好になつちやうんですね。これはおかしいぢやないか、こういうことなんです。

うですがね。そういう見通しについて、これは食糧庁がそういう見通しが六十万トンにもふやせるというのであれば、これはまた業者の大麦を輸入してくれるという要望も押えることができると思うんですね。ところが大・裸麦は作付を減らしていくという方向をとっているんですから、だからえさに回すほど余裕といいうものが今後出てきているか、まだ法律は通らないけれども現実にはもう作付転換をやって、減っているところはずいぶんあるわけですよ、実際問題として。おそらく今年の出来秋などでだいぶ減ってきているのじゃないか、そういうような点があつて、食糧庁としてはあまりはつきりした返事をしないんじゃないかな、そこら辺の話がおそらくついていない。ここに私どもが前々から言つております大・裸麦の飼料化の問題ですね、これは食糧よりもえざとしての作付転換ということでも、そういう研究をしたらどうかといふことをまずいぶん言つたことがあるんです。そうなればそのような改良もしなければならぬわけです。今になつてみれば後手で、その管理のほうは食糧

置としてやりました大・裸麦の四十万トンの処理でございますが、農協側が前後、約十四、五万トンのものはえさ用にさばかれておるわけであります。約六万トン、精麦工場側が約八万トン前後、約十四、五万トンのものはえさ用にさばかれておるわけであります。したがいまして残余、四十万トン引く約十四、五万トンの二十数万トンといふものが今後さらにそれがえさ化されるということになるわけであります。そのほかに、ことしできました大・裸麦あるいは去年から持つております大・裸麦等につきまして、お話にちょっと触れられましたように、畜産局でさらにお一回お話をうながしておるのじやないか。これはまさに事務的にはいろいろ計画を立てております。ただ、この前払い下げましたのが、特に大麦につきましては千二百円と、いう安い價格で処理しましたのですが、そういう経理上の問題等もございまして、今後の処理についていろいろ前の値段等を見計らいまして、現在検討中でございまして、今のところ具体的な数字とすることは決定いたしておらぬわけであります。御指摘の大・裸の裏作あるいは作付転換につきましては、麦作対策と

建前から、えさを準備しないで畜産殖せいと言つたつてこれはむちやです。よ、何ぼ何だつて。ですからえさに関する限りは、畜産局長は全責任を持つて——豚値段が下がるから売りたくないと思つても、食べさせるものがなければ売らざるを得なくなる。そういう問題が起つてくるのじゃないのですか。これはだから全責任を持つてやらなければならぬんだが、実際大・裸麦に限定して今聞いているわけですがれども、一体そういう大・裸麦も飼料化しなければならないということは現実の問題なんですね。したがつて、その飼料を需給の関係からいって確保するというためには、あなた方の要求しているものが輸入であろうが国内のものであろうが、とにかく入らなければならないわけでしょう。それがなくてもいいというわけじゃないわけですね。ですから農林内部において、作付転換なりなどはそういうことはほかの局で私わかりませんでは困るのですね。とにかくその飼料として、国内に食糧以外に回す分がないということならば輸入しなければならないでしょうし、そ

いうことについて畜産局としては、同じ省内の問題ですから、小麦粉の価格引き上げを押えて、消費者の利便を保かるということはけつこうですけれども、そのしわ寄せが畜産のほうに来なさいということをはつきりしてもらわなければいけないという主張が出てしかるべきと思うのですね。そういうことが一体どう処理されているのか。どうも私の見るところでは、何とはなしに小麦粉のほうは世間がやかましいからこれを押えて、畜産のほうはあまりやかましくないから、そつものほうへ

の問題が出ているんですが、ふすまの問題はもちろん非常に重要なことです。が、大・裸麦の飼料化の問題なんですが、これは、今、局長の答弁によりましても、食糧の大・裸麦をえさに転換をする、そういう措置もとられるような御答弁があったのですけれども、一体その計画はどのようになっているんですか。数字的にお伺いいたしたいと思うのですが、大体当初計画四十万トンというのを六十万トンにふやしたいといふのは、畜産局の意向だ、それが食糧との間で話がまとつて、かなへよ

序に握られちゃって、畜産局は食糧庁がうんと言わない限り、えさは足りないといふのが、足りないというだけで、あとは手がないし、こういうことじゃこれは何が何だかわからぬ。それで、えさが不足している、これはもう間違いないんですから、もう少し詳しくそのところを数字的にどんないきさつになつてゐるのか、御説明いただきたいと思います。

して特別に予算も組みまして、まだ法案が通つておりますんけれども、奨励施設いたしまして、一定の作物を一定の面積につきまして転換したものについて共同利用施設等について補助することにいたしまして、一部実行でございます。特に大・裸の作付地帯につきましては、振興局農産課の方で特に専門的に逐次年度計画を立てて検討されておることと存じますが、私その点は今のところまだ詳しく存じておりません。

いつても、財政措置はする、しかしながら、これは三十五年度までであつて、三十六年度以降のものについては、これは法律改正なり、何なりやらざるを得ないのだろうと思うのだが、とにかく消費者の農民も、合理化メリットが全部消費者の価格を下げるということでは困る。そういうことで、赤字は三十五年度までの赤字を埋めるだけで三十六年度以降は埋めないので、こういういきさつのあったことは、それは大臣もそう思っておられるだろうし、そういう形で来たのですよ。ところが、一週間ぐらいの間にこういう基本対策に、大蔵省の非常に強い圧力で、こういうふうになっちゃったわけですね。だから、まあ実力者大臣、通産大臣から河野農林大臣をもっても、一週間にしてそういう形が消えてなくなってしまって、そしてその赤字対策というものは、何かこうぼうとした形で処理されると、ることは、私はこれは将来やはり問題が出てきますので、そういう形で、やはり強くあの審議会もそういういきさつを十分考慮して、もう一度一つ再検討してもらいたい、こういう意思で出ていると思うのです。したがって、これは赤字の問題とか何とかいうのは通産の問題なんだから、通産が案を出してこなければ、どうにもこうにもしようがないと、こうおっしゃられるけれども、この赤字を解決しておかないと、農民の側からすれば、この百五十億かの赤字、まあ実質損は七十七億かだそうです。これが国内価格に転嫁されてくるといふ感じといふものが、これはあるわけですよ。もう否定できない。だから、そういう点から言えば、この農林大臣

は通産のことでござりますと言つて、
そう言つてこここの答弁として逃げられ
るといつもりはないのだろうと思ふ
のですが、いきさつの点からいって農
林大臣としても一言なからべからず。
しかも四大臣の意見の一致した形で閣
議了解ということになつてゐるわけ
で、農林大臣としての意旨
といつもののが再検討を強く要求してお
る点において、もう一度検討するとい
う真摯な気持があつてしかるべきでな
いか、こういうふうに思ひうのです。
○國務大臣(河野一郎君) どうもはな
はだ異な御質問を受けるものだと、害
は先ほどから不可解に思つておるので
ござりますが、そういうことを深く農
林大臣が意識しなければならぬので
しょうか。私非常に疑問があります。
私はそういうことがいやだから、そこ
で農林大臣の職責は、適正な価格で農
家が入手できればよろしい。それが肥
料行政上の農林大臣の限界であると、
こう私は考えて、製造までが農林省の
所管であるならば、それは私はおのずか
ら考えます。しかし農林省の担当する
部面は共管とは申しながら、製造は通
産省、配給は農林省、こうあつてしか
るべきだと私は思います。今お話をよ
うに赤字が農村に転嫁される危険があ
る。そんなことは夢にも考へどおりませ
ん。また、これまでそういうことは寸分
もそういう意見が出たことはないで
ございまして、きょう初めてそういう
御意見を私は承る。(いや、そんなこと
はない」と呼ぶ者あり)そんなことは毛
頭転嫁しようとか、転嫁されるとかい
うようなことはないでございまして、
また、しかも今の赤字につきましても、
業界から百何十億いっておったといふ

ことを聞いております。しかし、だんだん計算すれば少ないのであります。そこで、その基本の数字が一体いくらなのかといふことを実は私明確につかんでおりません。しかし、これはむろん大藏省で詰めてみると、もつと少ないのでだということで、だんだん計算等の事務当局の間には、それこそそろばんを入れておると思います。一致したそろばんはないにしても、税でどこまで持ったとか——税で持つておるということがあるそうであります。というふうなことから、また、さらに申せば、売ったときの輸出会社にどこまで転嫁しているというふうなことが私はあると思います。一体、輸出会社はその値で買わなければならなかつたのだろうかというようなこともあると思います。いろいろな点で第三者的な政府としての計算は計算で別途赤字については計算があるわけでございます。そういう点等をも勘案いたしまして最終的に作った案でござります。もちろん十分な案とは考えておりませんが、長期にわたりてこの赤字を解消するというならば一応いけるのじやないかという案でございまして、決してそれが対策として全く問題にならない対策だとは考えていないわけでございます。それはお前ら四人寄つて相談をして作った案と違うじゃないか。それは違います。何で違うか。あとから順次数字的に説明を事務当局から聞いて、そしてなるほどいまして、ただ大蔵当局が言ったからそういう点もあるか、こういう点もあるかということで、それならしばらくこれでやつたらどうかという案でございまして、ただ大蔵当局が言ったから

やむなくそれで引つ込んだというわけではありません。しかも私にしてみれば、先刻申し上げましたとおりに、今後の肥料行政については、消費者価格を適正にするという一点に農林大臣としてはしぼっていきたい、こういう考え方から、この今の、たとえばあとに残るか残らぬか知りませんけれども、今の赤字対策、この御決議の趣旨等に対しても、これから生産の方面を担当されまする通産大臣が、かかるべく善処されるものと私は期待いたしております。われわれ通産、農林、大蔵、企画庁、四者の間においては、今後は農林省は商事の面を担当し、二法廃止とうことにしておりますから、したがって、私は先ほどお答え申し上げたようなことをお答え申し上げたわけであります。

法のうちの一つの需給安定法に言ふ需給の問題、これはもうあり余つておるのだから需給問題じゃないじやないか。しかしながら、価格の問題については、やはり非常に大きな要素をまだこの法律は持つておるわけですから、そういうような点からいって、この対策そのものを見て、私どももこの肥料の意見もありましたように、現在の問題の解決は、やはり合理化対策にある。合理化が進むか進まないかによつて問題は別だ。したがつて、消費者からの意見もありましたように、現在のバルクライン方式というものを堅持していく限りにおいて、しかも、その合理化計画というものが進んでいく過程において、肥料というものはバルクライン方式をとつておる限り、最高販売価格というものは下がっていく、これはもう今法律の建前になつておるわけですね。ところが、基本対策案にある第二次の合理化計画といふようなもの、これは大臣に質問してもいけないので、これは通産大臣に聞けとおっしゃるかもしれませんけれども、第二次合理化計画というものは、その改訂といふもの、昭和三十八年の肥料年度における四十七ドル目標を四十三ドルに引き下げるのだと、こういうふうに改訂をしておる。この合理化計画といふものは、明かに肥料二案の一つの合理化法案に基づいて、三十八肥料年度まで、この法律は时限立法で昭和三十年七月までありますから、それまでを目標に置いて立てられている合理化計画なんですよ。そうすれば、この合理化メリットといふものは、今の價格決定の方針からいへば、当然消費者はとしては最高販売価格といふものは下がっていく、そういうものである、こ

ういうふうに思うのです。ところが、その赤字も解決しない、そしてあと二、三年あるのにかかわらず、合理化計画の途中において、この肥料二法といふものを廃止をしていくということになると、肥料の再生産を確保する、あるいは農業者が適正な価格で肥料を入手するといつても、この肥料の再生産を確保するためには、三十八肥料年度までは、かりに四十三ドルにいったとしても、これは赤字は減っていくでしょけれども、この計画どおりにいっても、赤字は出てくるのですよ、減るということはない。そういうことをからいえば、どうしても肥料の再生産を確保するということになれば、また長期にわたって赤字というものを克服していくということになれば、この肥料二法の精神を破つて、どうしてもやはり大臣は農業者に適正価格でもって肥料は入手できるようになりますのだといふけれども、どうしてそこはその赤字の分なり合理化がおくれたというようなものの結果が、この肥料二法を廃止することによって、消費者に転嫁されてくるのじゃないか、こういうことは常識的に考えられるわけです。そういう点からいって、この合理化計画の建前が、肥料二法といふものを前提にしてできている。それを途中で二法を廃止するということとの矛盾は、一体どのように解決されるか。そしてまた農林大臣のおっしゃられる消費者の農民には適正価格で入手できるようにするのだといふ、適正価格のきめ方というのは、一体どんなものを考えられて、適正価格として入手できるよう措置をされようとするの

か、この点について、ひとついわゆる河野農相の肥料版というやつを、ひとつはっきりしていただきたいと思うのですな。

しております。これが適正であるかどうかということにつきましては、たゞいまの私の思いつきでござります。はつきり申し上げます。急に今まで二法を廃止してどうするかということは閣議として決定しておりません。政治の上に私たちまだまだその用意をこれから検討するのでございます。したがつて、私に適正なる価格とは何だといえども、今申し上げたとおり、歐米先進国の

こら辺は思いつきでやらないようにがつちりあちこち検討してやってもらいたいと思いますが、根本的には私はまだやはり肥料二法というものは、そういうあやふやな形の中で肥料二法を廃止するということを前提に置いて物事を考へるということは、私はちょっとやっぱり農民に対して、食管の河野構想と同じように、農民にいたずらに混乱を与える、不安を与えるものでない

三十五年度のトン当たり五十一ドルと
十七セントである、まあ五十二ドルと
いっておるのですけれども、それを四百
十三ドルにするというのですから、七百
ル五十セントですか、引き下げをしち
ければならない、そうすれば、これは
今まで肥料二法が延期され、今日さ
で七年間やつてきて、それをその亞
均からいっても、なかなかそういうか
い。まあ、科学技術の振興によつて急進

に将来なろうと思ひますが、しかしいに於てしても、輸出を増進して参らなければ、相当量の輸出をいたさなければ、肥料政策が完備したことは御承知のことおりであります。国内販売が大部分で、輸出がわざかというわけではございませんから、したがつて、通産行政におかれましては、当然これらの所要の輸出量を確保する、輸出産業としてこれが成長するに必要な助長政策をとられるることは当然と思ひます。おっしゃるところの合理化計画を推進されることは、当然と私は考えます。今申しますように、肥料二法の有無にかかわらず、わが硫安工業の置かれている立場からして、当然積極的に合理化計画は推進されなければ、国際競争に勝てないという意味から、当然その方向にくものと私は確信いたします。よつて、それが国内販売がどういう面になるかという問題が、次に私の問題として残るわけであります。そこで適正なる価格とは何だ、いろいろ考え方がござります。一応国際的な欧米先進国の農村の入手している、たとえばドイツならドイツが入手している価格、ドイツの国内販売価格に、政府のプラス補助金というものの、ドイツの農民は入手

○北村暢君　あまりまだ河野構想なるものがはっきりしてないようでござりますが、これはすみやかに再検討するということになつてますが、もうそろそろ来年度予算を決定しなければならない時期ですからね、補助金にするのか、今度の建前でいくのかくらいは、これはきまらなければならぬと思ひますし、今思いつきであるという西ドイツの例をとられましたけれども、西ドイツの価格はたしかトントン当たり五十七ドルですかと思ひますが、西ドイツとの例だけとられても困るので、これはイタリア等においては四十何ドル、まあこれで五ドルぐらいイタリアと西ドイツでは国内価格が違うのです。そうしておっしゃるとおり、補助金でやつている面があるのです。ありましたがけれども、しかし、そういう歐米の例だけとられて、思いつきでそれを先進国の農業と日本の農業との規模、それから生産費の二五%が肥料なんですね。そういう点からいって、西ドイツの例だけとられて、思いつきでそれをやられるというと非常に農民は迷惑なんですね。そういふ点からいって、西ドイツの例だけとられて、思いつきでそれをやられるというふうに私は考えております。

か、もしやられるとするならば、もつと緻密な河野構想でもあって、裏づけとして、わずか二、三年ですよ、昭和三十九年でこの法律はなくなっちゃうのですから、时限立法で、それも今私が言つたように、合理化計画のその線でもってできてるのですから、その合理化計画もまあこの第二項にある八十億の開銀からの融資をやって、六分五厘かで低利融資するというのですけれども、これについてだつて、二百億の設備資金に対して八十億の融資をするというのですが、合理化計画を目指されば、これは三百億になつていいのではありませんよ、硫安のガス源転換工事の九十九億、そのほかに高度化成の三十八億、それからその他の工事というので三百八億で、全体で四百四十五億要るといつてゐるのですよ、これは政府の決定した合理化計画なんですよ、そういうものに対しても八十億ぐらいの融資をしているのですけれども、それだからもうそういう点からいえば、私は今後三年間を予定して立てる通産のこの合理化計画ですら今までの合理化の進め方からいえば、これはちょっととあと二年の肥料年度の間でこの合理化が完全に完遂されるということは非常にむずかしい問題でないか。大体、現在の

に来年再年来で合理化されるといは
されるかもしませんけれども、そ
う不安すら実はあるわけであります。
そういうものまで含めて、私はまだこ
とんとして、この肥料二法のもとに
ける合理化が完成できるかできないよ
ういう疑問がある段階で、したがつて
通産省の合理化計画を見まして、一
十六肥料年度と三十七肥料年度の数字
は出でない、三十五年度から一足遅れて
びに三十八年度に飛んでいる。そうして
四十ドルから四十七ドルか、五十一ド
ルくらいまでずっとこのくらいにな
るということを出でている。そういうよ
うな点を検討してみても非常に疑問が生
じるのであります。ですから、そういうあやふ
な中で肥料二法が廃止されて、通産省が
が、廃止したならばより合理化が進む
というのであるならば、自由競争にて
もなって能率の悪いものははづぶれて、
く、そうして画期的なCOGの製鉄が
ス、こういうようなものに思い切つて
転換する。合成硫安でなしに、そ
うガス源の大転換をやって合理化する
というのならばそういうこともあり得
るでしょう。しかしながら、硫安工業
業界の現状を見ますときに、そう簡単
に今までの既設の施設というものを転
換できるような様相もない、こういふ

ふうに思います。そういう非常な不安の中では、しかもこの価格問題は合理化と密接不可分な関係にあるのです。合理化できるか、できないかによつて生産者の価格も輸出価格も影響してくるんですから、そういうような点が非常な不安があるときに、その不安を解決するりっぱなめどがついて肥料二法を廃止するというならば、それなら私もわかりますけれども、どうもそのほうはさっぱりどうなるのかわからぬ、勘で物事をしゃべられるような状態の中で肥料二法を廃止するというのはこれはちょっと早計じゃないか。もう一ぺん考え方をあらためる御意思はございませんか。

○國務大臣（河野一郎君） はなはだ御無礼な申し分でございますけれども、どうも北村さんの御意見は何でも現状維持、現状維持で、進むということが非常におかしいなようありますけれども、前の時代に始めたものであつて、今の時代に適さなくなつていてる事実をお認めになりながら、それを変えるということについては、自重せい、自重せいということをしばしばおっしゃるようであります。私は肥料にいたしましても、国際競争に勝つか勝たぬかといふことが硫安その他の肥料の今日の現状であり、将来の目的でなければならぬ。その意味において、御承知のとおり歐米、硫安先進国におきましてはああいう政策をとつていてると思うのであります。たとえて申しますならば、ドイツのこときはつきり申し上げることは困難でございます。はつきり申し上げることは困難でございます。はつきり申し上げることは困難でございま

せしめて、そうして輸出のほうについてはほとんど生産費の中のごく一部だけ持ったもので国際競争に出てくるのが現状じゃないかと思います。そういうして国内のはうは非常に高い、高いものは政府が補助している。そこでダンピングのそりりを避ける方法をとっています。そこまでしてやつておるんじやないかと思います。わが国においてあえてその道をとるべきだと、私は主張するものではございませんけれども、そういう国際環境の中にあって、国内の消費者に対しても要の配給をいたしつつ国際競争に勝っていかなければならぬという、二つの目的を持つたところの確安工業は、非常に困難だ。今日の国際競争場裏で私は適切でない、こういう観点に立って、そこで確安工業については、国内の販売は国際競争に打ち勝つことを主として製造の段階において考えて通産行政をおやりなさい。そうして所要の量を国内外に出してくれ、適切な価格で出してくれ、その価格が農業生産の上に適切であるならば補助金を出しましょ、それでいいじゃないか、こう私は割り切っておるのであります。そこで決して、思いつきで言っているじゃないか、そんなことではあるまいとおっしゃるけれども、そうじゃない。通産行政の上において、この価格で国内には販売をいたしたい、この価格で輸出をしたい、合理化をやっていきたいという基本方針がきまつて参りますれば、その価格がはたして適切な、国内配給価格が適切であるかどうか、私は農林大臣としてこれが農林に対する配給価格はこの程度のものは必要とするということは、ドイツにおいても行なつております

すよう、わが国においても要求いたします。その要求を取り入れつつ、通産省は硫安工業を前進させて参る。それがこういう関係で、たとえば今日の石炭のように、現在、これは外と内の違いはござりますけれども、どんどん石油が下がる、やり切れぬ、どうするかというような、これと同じような意味において、これが硫安が現状において農民への配給、国際競争、そこで赤字が出るという結論になつております。これを一挙に合理化し解決して参ります。すために、どうしても私は別途方法を考へなければならぬ。そこで、それも、しかもタンブリングのそりを受けたるにはどうしたらいいか、ということを講じなければならぬ。諸般の問題を内に解決しつつこの目的を達成するにはどうしたらいいか、ということが、今日の肥料に対する命題だと思うのであります。これをどうして解決するか、これに対する対応するか、という問題だと思います。したがつて、私は所管の農林大臣としては、今申しましたように、通産行政のほうにおいて、内にはこの程度の消費価格でひとつどうだ、高い、もうちょっと安くしてもらわなければ困る、どうもできない、それじゃ政府の補助で行こうかという結論が出てくるのだと私は思ふのであります。今ここでことし幾らで硫安を国内で消費している、来年は幾らになるべきだ、来年は高くてよろしいという計算が出るわけではあります。そういうことは考へおりません。そういうことは考へられるわん。当然合理化されてだんだん安くなっていく傾向があるわけです。二法を廢止したからすぐ硫安の価格を高くしてよろしいということを考えられるわ

けもなければ、われわれ自民党においてもそういう肥料の考え方は断じていたしません。農村に對してあらゆる角度から保護農政を続けていくことがわれわれの至上命令でござりますから、そういう角度からわれわれは確実の問題について考えてるのでございます。したがつて、今なぜ早く考えないか——今申し上げたように、通産省においてその基盤を研究しておられるとしています。通産省において今後の確実の製造、輸出、内需等についてどうなるべきかということを検討していくだと思っております。私たち來春の場合においてはこの程度の価格、今度幾らであったから来年は数量においてこの程度、価格においてこの程度という要求をいたすということで適切である、こう考えております。

○北村暢君 これでやめますが、私は何でもかんでも古いものがいいと言っているのじゃないので、大臣がしばらくい河野構想でも発表してくれて、裏づけがあつて、農民が安心できるものであれば、私は何もそれでだめだ、今の肥料二法が絶対いいということじゃない。そんなことを主張しているわけではないのです。ただ、まだ海のものとも山のものともつかない中で肥料二法を廢止するのだということでは、邪推じられないけれども、私の言つたように計画のほうは三ヵ年計画でちゃんと第二次計画が出ている。その程度でいく。そういう赤字は赤字で残っていく。それでも感することなんです。だから、私はそういう農民の気持というものを

率直に申し上げているだけの話で、して今の状態の中でのいいと思つておません。ただ、まだ合理化計画につても、硫安工業そのものだけを考えばなかなかこれは産業としての転換はむずかしい問題だと思います。しかしながら、技術革新の時代なんですから実際にCOGの問題を取り入れるから実際には、国際競争にたえ得るかもしないかによって、日本の硫安工業というものは画期的な転換になるわけですね。国際競争にたえ得るもの、ダーピングをやらなくて、なおかつ、国際競争にたえ得るかもしない。こういうところまで技術革新といいうものができる。それを肥料工業といいうものを急速に転換できないということから、それじや旧来のものをつぶしていくことすらあるのだということも聞いておるわけなんです。ですから、こちら辺は非常に一ぺんに合理化できるから、それじや旧来のものをつぶしていくというわけには私も簡単にいかないと思ひます。ですから、それが一がいにいんとは言わないのでされど、もしかしながら、今言われるように、国際競争に太刀打ちしていかなければならぬ。そして内需をうまくやっていかなければならぬ。これは当然なことなんです。肥料二法もその建前から私はやはりできていると思うのです。したがつて、それが実情に即しなくなればこれは改めるにやぶさかでないのですが、今言つておりますように、やはり裏づけがほしいということなんですよ。だから、裏づけのないもので改正されるということになると不安になるから、これはやはり早計でなかつたのぢやないですとか、こうい

畜農家育成基準で一案を例示しておりますが、ただいま御指摘の有るところは、午前中にもお話をございましたとおり、これは耕地規模あるいは家族労働力等の関係を見まして、改良増殖審議会の議も経て慎重にきめて参りたいと存するわけであります。したがいまして、ここで一応立てておりますのは、増殖目標、改良増殖目標、それから改良目標などは十年を見通しておりますけれども、この畜農家育成基準につきましては、十分改良増殖審議会の意見も徴しまして、さあたって何ヵ年を目指に立てるかいか、これは經營の実態とも関係いたしていきますし、直接指導自身の問題ともすぐ関連いたして参りますので、ただいまのところ審議会等の意見も徴しまして決定いたしたいと存じておるわけでございます。

○藤野繁雄君 マッチさせて増殖させ
るというが、各県ごとに増殖計画を立
てるということであったならば、その
各県で立てたところのものに対して、
国はある程度のことは講じなくちゃや
きない、どうすべきだというようなこ
とを示さなくては、あるものは多くな
るし、あるものは少なくなるというよ
うなことになりはしないかと、こうい
うふうな心配があるものだから、各都
道府県ごとに目標を立てる場合におい
ては、大体の方針は、あなたの県は本
体こういうふうな方針であるといつて知
らせるものか。下から上がってきましたと
ころのものを自由にするのであるか、
その調節はどうするかということなん
ですか。

階級のものをどういうふうに任命するのであるか。各団体別に、あるいは業者その他というようなもので、大体案があつたらばそれを承りたいと思います。

○政府委員（森茂雄君） 審議会の委員は、家畜の改良増殖につきまして認識を有する者、あるいは家畜の生産技術に従事している経験者のうちから、家畜の種類別に、すなわち乳牛、役肉牛、その他馬、豚、綿羊等の五つの部分を選びまして、二十名で構成したい。家畜の種類別に部会を置きまして、そして部会の議決をもって審議会の議決とすることができるように、いろいろの家畜の種類が多いものでございますので、そう考えております。なお、部会においては選任されるというお考へですか。

○藤野繁雄君 議会の委員は、各家畜の種類ごとに大體においては選任されるというお考へであります。

○政府委員（森茂雄君） その通りであります。

○藤野繁雄君 次は、方面を変えて、主要畜産物の輸出入の状況を見てみます。すると、三十五年において、輸入は、まず乳製品が八十五億、食肉が四十八億、家畜が七億、卵がわずかと、こういふうな数字に資料はなっているのであります。そしてその食肉をさらに区別してみますと、牛肉が十一億、羊肉が十七億、豚肉が十億、その他が九億、合わせて四十九億、こういふうになつてゐるのあります。これがだけの家畜を外国から輸入せなくてはならない現在の

状況であるといったしましたならば、の輸入をせなくともいいように、畜の奨励をやつたならば、何年ぐらいかつたらば、この輸入がなくても差つかえないようになし得るという考でおられるかどうか承りたいと思うであります。

○政府委員(森茂雄君) ただいまのところ、輸入の大宗をなしておりますのは、乳製品あるいは一部の食肉であります。われわれといたしましては、食肉は割に早く自給できるというふうに考えておりますが、乳製品は、なかなか相当期間続くものと思いますが、何年でこれが完了するか、生産と需給の問題でござりますので、できるだけ自給をはかるということで努力いたしましたと存じております。

○藤野繁雄君 そうすると、その次に肉ですね。輸入された肉が約四十九億の肉、これはどういうふうな方面に消費されているのですか。

○政府委員(森茂雄君) 輸入されておられます肉は、一部は卸を通じまして直接なま、冷凍肉として家庭、一部は加工原料用として、ハム、ソーセージなどの他の加工品として消化されている現状であります。

○藤野繁雄君 そうするといふと、この羊肉とか、豚肉とかいうようなものは、生肉として取り扱われるのが多いのであるか、加工用に回っているのが多いのであるが、これをお伺いしたい。

○政府委員(森茂雄君) 現在、ことしあたりの状況では、豚につきましては、四〇%加工用、それから牛肉につきましては三〇%加工用に回っている現況

であります。羊肉につきましては九

〇%加工に回っております。

○藤野繁雄君 羊肉がそういうふうに

加工に回っているというような関係か

ら、内地の羊が加工用に屠殺されてい

るような話を聞いています。

が、そのため内地の羊が減少して困

るというようなことはないかどうか、

お伺いしたいと思います。

○政府委員(森茂雄君) 内地の羊は相

当減って参っております。

○藤野繁雄君 そうするというと、そ

れに対する対策はどうされるか。

○政府委員(森茂雄君) 今後の綿羊関

係につきましては、肉綿羊として充実

させていこう、こういう考え方で検討

いたしております。

○藤野繁雄君 次は、家畜の屠殺頭

数、枝肉生産量といふようなものの推

移から考えますと、現在においては豚

の肉が一番増加するよう考へるが、そ

うと考えていいですか。

○政府委員(森茂雄君) そのとおりで

ございます。

○藤野繁雄君 そうするというと、豚

に対しても、国はいかなる奨励方針を

とられる考へですか。

○政府委員(森茂雄君) ただいままで

家畜導入の場合に、繁殖用豚について

は助成をしておりませんでしたが、今

回、近代化資金法が通りますれば、繁

殖用の豚種豚も助成の対象といたし

まして充実して参りたいと存じます。

○藤野繁雄君 次は、第二章の第四条

の種畜によれば、「牛、馬」と書いて、

「その他政令で定める家畜」と書いてあ

る。そうすると、「その他政令で定め

る家畜」ということに豚が入っている

のですか、入っていないのですか。

○政府委員(森茂雄君) そのとおりで

ございます。

○藤野繁雄君 次は、もうこれ一つで

しまいますかが、豚の共済制度なん

です。農業災害補償法の第八十四条に

よれば、共済目的は、「牛、山羊、め

ん羊及び種豚」というようなことを書

いて、豚だけが「種豚」と、こう書いて

ある。一般的の豚は入れてない。これは

一体なぜ入れなかつたのであるか。それは

なぜ入れなかつたのであるか。それは

理由を聞きたいと思うのであります。

○政府委員(森茂雄君) 内地の羊は相

当減って参っております。

○藤野繁雄君 そうするというと、そ

れに対する対策はどうされるか。

○政府委員(森茂雄君) 御指摘の豚の

問題であります。豚は鶏と同様に

非常に一頭当たりの金額が低い。それ

から飼養頭数が少ない、飼養期間が非

常に短いというたために、保険の技術上

の問題があるわけあります。それか

ら事故の実態が今までの調査では明ら

かでない。具体的個体の識別が困難で

ある等の理由から従来行なわれており

ませんでしたが、農林省といたしまし

ても、三十四年度から任意共済事業に

ついて、肉豚共済を任意共済事業の一

つとして実施しておりますが、鹿児

島、板木、青森、鳥取等でございまし

て、まだ徹底した共済制度が行なわれ

ております。したがいまして、一

方、豚の先ほど申し上げました共済制

度にするにつきまして、そういう事

ておりません。したがいまして、一

方、豚の先ほど申し上げました共済制

度にするにつきまして、そういう事

<p

場等におきまして、国に対する適応性等を確かめてから、相当あるものは押さえ、あるものは進めるというようなのが理想でございますが、なかなかそこまで手が届きませんものでございりますから、割当をいたしますときは、入れましてからの暴利とか、そういうようなことがないように、またその成績等につきましては、また私たちにもそういうものを知らせてもらえるようなどいうことを、まあ条件等あまり強い条件等にならないわけであります。が、お願いできるところに願いしておりますが、一部種を高く売るところもありまして、今後なお気をつけていかなければならぬと考えております。

○河野謙三君 国、県、民間と分かれておりますが、これはいずれも大事な外貨を使って輸入するのですが、その場合、国の予算の関係、県の予算の関係等から一部民間に移譲するといふこともやむを得ないことだと思うのですが、ただこの輸入を年次別に県、国、民間と三つに分けます場合には、国の大本からいきまして、家畜の増殖なり、品種改良の面からいって、来年度は幾ら要るという大きなワクがあつて、そのワクを予算の関係で国と県と民間に分けていくと、こういうふうな行き方に大体なっているのじやないです。しかし、どうじやなくて、民間の希望なり県の希望、こういうものの審議会にかけて、ただ外貨の面でチックするという程度でこういうふうな結果になっているのですか。

○説明員(三浦道雄君) 今までの家畜改良増殖等を通じて、各県から計画と、その計画の中には県といたしまして改良用の種畜の配置更新についても、計画というようなものを出していただきまして、話をまとめてやつていくような考え方をいたしましたが、現在までのところは国で若干の種畜設置と申しまして、種牡牛などの設置を補助するのがございますが、そのときの県としての種畜の計画を出していただいております。ただし、それは県自身のものでございまして、県内の民間のほうの更新計画まではちよと尽くしかねておるが現状でございます。

○河野謙三君 それでこの際、政務次官に一つとくと聞いてもらいたいのですが、この表は政務次官もごらんになりますが、輪入の頭数だけで、もたでしょが、輪入の頭数だけでも、ものはきまりませんけれども、大事な金を使つて外國からよりよい牛なり、よりよい豚を買つてくる場合に、たとえば過去五年間で種牛を、雄のほうを十三頭入れているのだが、その中でわざかに国は二頭ですよ。それでその過半数の十七頭は民間ですよ。しかも、この内容たるや、国の二頭は非常によくて、民間のものが悪いとか、県のものがそれ位劣るというわけじゃないです。予算的に見ましても、各県では国が五百円で買つたら、おれのほうは八百万円で買つたというのがたくさんある。そういう、国が予算の関係とは言ひながら、頭数においても質においても、民間なり県に劣るような種豚なり種牛を買つてゐるというふうなことで、大きな顔をして農林省

がこれから畜産の中心に立つて、畜産行政の指導をしていくなんということは、私はこの一つを見ても言えないと思う。しかも、県なり民間がやる場合には、農林省の指導のもとに農林省がお世話してやらしたのだ、農林省の意思によってやつたのだというのならまだわかるけれども、これはこんなことではとても私は頭数をおきましても質を補助するのがござりますが、そのときの県としての種畜の計画を出していただいております。ただし、それは県自身のものでございまして、県内の民間のほうの更新計画まではちよと尽くしかねておるが現状でございます。

○河野謙三君 それでこの際、政務次官に一つとくと聞いてもらいたいのですが、この表は政務次官もごらんになりますが、輪入の頭数だけで、もたでしょが、輪入の頭数だけで、ものはきまりませんけれども、大事な金を使つて外國からよりよい牛なり、よりよい豚を買つてくる場合に、たとえば過去五年間で種牛を、雄のほうを十三頭入れているのだが、その中でわざかに国は二頭ですよ。それでその過半数の十七頭は民間ですよ。しかも、この内容たるや、国の二頭は非常によくて、民間のものが悪いとか、県のものがそれ位劣るというわけじゃないです。予算的に見ましても、各県では国が五百円で買つたら、おれのほうは八百万円で買つたというのがたくさんある。そういう、国が予算の関係とは言ひながら、頭数においても質においても、民間なり県に劣るような種豚なり種牛を買つてゐるというふうなことで、大きな顔をして農林省

がこれから畜産の中心に立つて、畜産行政の指導をしていくなんということは、私はこの一つを見ても言えないと思う。しかも、県なり民間がやる場合には、農林省の指導のもとに農林省がお世話してやらしたのだ、農林省の意思によってやつたのだというのならまだわかるけれども、これはこんなことではとても私は頭数をおきましても質を補助するのがござりますが、そのときの県としての種畜の計画を出していただいております。ただし、それは県自身のものでございまして、県内の民間のほうの更新計画まではちよと尽くしかねておるが現状でございます。

○河野謙三君 それでこの際、政務次官に一つとくと聞いてもらいたいのですが、この表は政務次官もごらんになりますが、輪入の頭数だけで、もたでしょが、輪入の頭数だけで、ものはきまりませんけれども、大事な金を使つて外國からよりよい牛なり、よりよい豚を買つてくる場合に、たとえば過去五年間で種牛を、雄のほうを十三頭入れているのだが、その中でわざかに国は二頭ですよ。それでその過半数の十七頭は民間ですよ。しかも、この内容たるや、国の二頭は非常によくて、民間のものが悪いとか、県のものがそれ位劣るというわけじゃないです。予算的に見ましても、各県では国が五百円で買つたら、おれのほうは八百万円で買つたというのがたくさんある。そういう、国が予算の関係とは言ひながら、頭数においても質においても、民間なり県に劣るような種豚なり種牛を買つてゐるというふうなことで、大きな顔をして農林省

がこれから畜産の中心に立つて、畜産行政の指導をしていくなんということは、私はこの一つを見ても言えないと思う。しかも、県なり民間がやる場合には、農林省の指導のもとに農林省がお世話してやらしたのだ、農林省の意思によってやつたのだというのならまだわかるけれども、これはこんなことではとても私は頭数をおきましても質を補助するのがござりますが、そのときの県としての種畜の計画を出していただいております。ただし、それは県自身のものでございまして、県内の民間のほうの更新計画まではちよと尽くしかねておるが現状でございます。

○河野謙三君 それでこの際、政務次官に一つとくと聞いてもらいたいのですが、この表は政務次官もごらんになりますが、輪入の頭数だけで、もたでしょが、輪入の頭数だけで、ものはきまりませんけれども、大事な金を使つて外國からよりよい牛なり、よりよい豚を買つてくる場合に、たとえば過去五年間で種牛を、雄のほうを十三頭入れているのだが、その中でわざかに国は二頭ですよ。それでその過半数の十七頭は民間ですよ。しかも、この内容たるや、国の二頭は非常によくて、民間のものが悪いとか、県のものがそれ位劣るというわけじゃないです。予算的に見ましても、各県では国が五百円で買つたら、おれのほうは八百万円で買つたというのがたくさんある。そういう、国が予算の関係とは言ひながら、頭数においても質においても、民間なり県に劣るような種豚なり種牛を買つてゐるというふうなことで、大きな顔をして農林省

○河野謙三君 森局長ですから、單なる政治答弁じゃないと思いますが、これはなかなかむずかしいことですが、これらはすぐできると思いませんけれども、むづかしかければむづかしいだけに、そういう方法で品評会なり共進会をやつて、そうしてもう少し経済効果を伴うところの畜産の増殖奨励にさつそく具体化してもらいたい。私は依然としてこの法案には登録本位であつて、法律そのものの流れる精神といふものは、そういうあまりにおいがない。こんなオリンピックの選手のようにことをいつまでやってもどうなるかと思いますが、これははなはだくどいのですが、この方法については特段の御留意をいただきたい。

○委員長(仲原善一君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十九分散会

昭和三十六年十月二十六日印刷

昭和三十六年十月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局